金沢駅前

めがね税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Dec. 2022 vol.119

12月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック！めがね税理士の厳選税務／MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント／税務セカンドオピニオン

Topic

おうちクリスマス

気が付けば今年も後少しとなりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。12月のイベントと言えばクリスマス！対面での食事会も徐々に増えてきたこの1年ですが、今年のクリスマスは「おうちクリスマス」がトレンドの一つみたいです。パーティーメニューを注文して仲間でわいわい楽しむのも良し、有名レストランの料理をデリバリーして恋人とゆっくりするのも良し、家族みんなで料理に挑戦するのもいいですね。コロナ禍当初は自粛のために一人で過ごす「おうち時間」だったのが、今では誰とどう楽しむかの「おうち時間」に変わってきたんだなとしみじみ思いました。自分自身は今のところノープランですが、まずは美味しいお料理の注文から始めます！

今月はココをチェック！

めがね税理士の厳選税務

TOPIC

所得税：内職がある場合の合計所得金額の計算方法について

年末調整で配偶者控除等申告書の記載をする際、所得控除を受けるためには配偶者の合計所得金額を把握する必要がありますが、今回は配偶者に内職収入がある場合の合計所得金額の計算方法について解説いたします。

1 配偶者に内職収入がある場合

■内職をする家内労働者等（※）の収入は事業所得または雑所得に分類されます。

■事業所得または雑所得の金額は「総収入金額－実際にかかった必要経費」で算出するのが原則です。

■一方で家内労働者等の収入に関しては、実際にかかった経費の額が55万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められる特例（「家内労働者等の必要経費の特例」）があります。

【計算例】内職収入80万円、実際にかかった経費10万円の場合の合計所得金額

■雑所得（内職）：80万円－55万円（★）＝35万円　∴ 合計所得金額 35万円

★10万円＜55万円のため、特例により55万円が必要経費

※上記の「家内労働者等」とは、家内労働法に規定される家内労働者や、外交員、集金人、電力計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

2 配偶者にパート収入・内職収入いずれもある場合

■給与（パート）収入と内職収入の両方がある場合の「家内労働者等の必要経費の特例」ですが、給与の収入金額が55万円以上あるときは受けられません。

■55万円未満の給与収入と内職収入の両方がある場合は、特例の計算上（A）55万円－給与収入額又は（B）内職で実際にかかった必要経費のいずれか高い方がその事業所得や雑所得の必要経費となります。

【計算例】給与収入40万円、内職収入60万円、実際にかかった経費10万円の場合の合計所得金額

① 給与所得：40万円－55万円（給与所得控除）＜0＝0円

② 雑所得（内職）：60万円－15万円（★★）＝45万円　∴ 合計所得金額（①＋②）：45万円

★★55万円－40万円＝15万円（A）＞10万円（B）のため、特例により15万円（A）が必要経費

MUKAI NEWS!

「実家じまいはいつ・どう進める？徹底解説セミナー」を開催しました！

むかいアドバイザリーグループの田村です。11/6（日）に地場産業振興センターにてセミナーを開催しました。対面にもかかわらず、たくさんのご参加ありがとうございました！今回は当グループの講演の他、特別講師として株式会社宗重商店の瀬戸様に『モノを捨てない「生前・遺品整理」のカタチ』と題して遺品整理に関するお話しも頂きました。とても分かりやすく興味深い内容で、参加した皆様からも大変好評でした。今後も相続に関わる色々な業種の方とのコラボセミナーを実施する予定です。楽しみにしてください！

MOOMAN SOZOKU SODAN

むーマンの相続相談室

テーマ：お子さんがいない方の相続

お悩み解決！

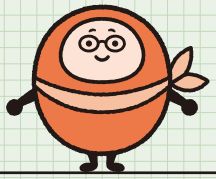

回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。

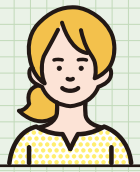

相談者 花子さん

相続の問題があった時は、
むーマンに相談している。

Question

私には夫がいますが、私たち夫婦には子供がいません。今後子供を持つ予定はないのですが、夫が亡くなったときは、私がすべての遺産を相続できるということでよいのでしょうか？

花子さん

むーマン

お子さんのいない方の相続は、注意が必要です。お子さんがいない方が亡くなった場合、配偶者はもちろん相続人になりますが、亡くなった方の親御さんがご健在であれば親御さんも相続人になります。また、すでに親御さんが亡くなっている場合は、配偶者とともに、亡くなった方の兄弟姉妹（亡くなっている兄弟姉妹がいる場合はその子供）も相続人になります。
法定相続分（各相続人の取り分として法律上定められた割合。ただし、相続人間で話し合いがまとまれば、法定相続分の割合に縛られることはありません）は、以下の通りです。

相続順位があるよ！

- **■配偶者と親が相続人になる場合** …… **配偶者2/3　親1/3**
- **■配偶者と兄弟姉妹が相続人になる場合** …… **配偶者3/4　兄弟姉妹1/4**

思わぬトラブルに？

配偶者の法定相続分の方が大きいとはいえ、配偶者の方は、亡くなった方の親御さん又は兄弟姉妹と、遺産分けの話し合いをしなければなりません。
これは、配偶者の方にとっては非常に大きな負担になります。

それは大変ですね。夫の両親はすでに亡くなっているので、夫が亡くなった場合は、夫の兄弟と遺産分けの話し合いをしないといけないのですね。想像しただけでも気が重くなります。なんとか話し合いをしなくても済む方法はないのでしょうか？

花子さん

むーマン

ご主人が遺言書を作成すれば、話し合いをしなくて済みます。すべての財産を花子さんに相続させるという内容の遺言書にしてもらえばよいでしょう。遺言書があれば、相続人間の話し合いは必要なく、遺言書どおりに遺産を相続することができます。
ただし、親御さんも相続人になる場合は、親御さんには遺留分という最低限の権利（遺産全体の1/6を金銭で請求できる権利）があるので、遺留分のことも考慮した遺言書にするなどの対応をした方がよいでしょう。一方、兄弟姉妹には遺留分はありませんので、兄弟姉妹が相続人の場合は、遺留分を考慮する必要はありません。
遺言書は、他にも様々なことを考慮して作成する必要があるため、作成される場合は、一度専門家に相談されるとよいでしょう。

あらかじめ対策を！

むーマンから一言！

WEBからもご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。

今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS

「 断を下す 」

ひとすじの道をひとすじに、ひたすら歩むということはなかなか容易ではないけれど、わかれにわかれた道をさぐりさぐり歩むということは、これも全く容易ではない。自分ひとりなら、長い道程、時に立ちすくむこともよかろうが、たくさんの人が行き悩んでいるとしたら、容易でないとこぼしてもいられまい。進むもよし、とどまるもよし。要はまず断を下すことである。それが最善の道であるかどうかははかり知れないものがあるにしても、断を下さないことが自他共に好ましくないことだけは明らかである。人生を歩む上において、企業の経営の上において、そしてまた大きくは国家運営の上において、それぞれに今一度、断を下すことの尊さを省みてみたい。

（引用「道をひらく」松下幸之助　PHP研究所）

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

税金版セカンドオピニオンのご相談例

- 相続や事業承継の対策を打ちたい
- 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

編集・発行

つねに むかいに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士　向 智大
代表者／税理士・司法書士・行政書士　向 貴子
〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号
TEL.076-254-0301　**FAX.**076-254-0302　**Email.**info@mukai-group.com
受付時間　9:00～18:00（平日・土日祝）

むかいアドバイザリーグループ
http://www.mukai-group.com

むかい相続サポートセンター
http://www.auberge-sanglier.com

石川金沢家族信託
サポートセンター
https://kanazawa-kazokushintaku.com

公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています